

# 一般不妊治療費助成事業のご案内

令和3年4月1日から  
一般不妊治療(人工授精)に要した費用の一部助成が始まりました！



## ❁ 対象者【1~5すべてを満たす人】

1. 助成対象となる治療開始日において、法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実婚の人。
2. 助成対象となる治療期間から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して篠栗町に住所があること。
3. 助成対象となる治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
4. 医療機関において医師に不妊症と診断された人。
5. 医療保険各法における被保険者、又はその被扶養者。

## ❁ 対象となる治療

**医療保険適応外の一般不妊治療(人工授精)**に要した費用。

※1回の治療が終了していない場合や人工授精を実施していない場合は、助成の対象外。

### 1回の治療例

1. 事前検査として実施する精液の細菌学検査費用及び採血による HIV 等の感染症検査費用
2. 採精費(事前採取も含む。)
3. 精液の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料(人工採精当日に採精することができない場合に限り。)
4. 精液の濃縮、洗浄等に要する費用
5. 排卵誘発のための HCG 注射に要する費用
6. 精子を子宮内に注入するために要する費用
7. 人工授精後、感染予防のために服用する抗生剤等に係る費用

助成額:1夫婦あたり、対象となる治療の最初の診療月から1年間に要した費用の1/2の額と5万円を比較して少ない方の額。

助成回数:夫婦1組につき1回限り。

**オアシス篠栗 健康課**へ事前にお問い合わせのうえ、必要書類等を確認し、申請してください。

こちらをチェック



問い合わせ先：オアシス篠栗健康課 947-8888

